

不審電話・還付金等詐欺にご注意ください

全国各地で、国や市町村の職員を装い「医療費の払い戻しがあります。」などのウソの電話を掛け、携帯電話の番号や銀行の口座番号、キャッシュカードの暗証番号などを聞き出そうとする事例やA T M(現金自動預け払い機)へ誘導し、お金を指定された口座に振り込ませる事例が相次いで発生しています。

不審な電話は、還付金等詐欺や振り込め詐欺の犯罪につながる可能性がありますので、十分注意してください。

「不審電話」や「訪問」があった場合は

- ・絶対に個人情報（電話番号、銀行の口座番号、暗証番号、生年月日など）を教えない。
- ・即答せず、相手の身分（所属等）や氏名を確認する。
- ・絶対に被保険者証は渡さない。

「還付金等詐欺」の被害にあわないために

- ・保険料の還付や高額療養費の支給等のため、被保険者に電話だけで連絡することは絶対ありません。
- ・保険料の還付や高額療養費の支給等のため、金融機関の現金自動預け払い機(A T M)の操作を求めることは絶対ありません。
- ・保険料の納付のため、金融機関の口座を指定して振込みを求めることは絶対ありません。

不審な電話や訪問があった際は、広域連合又はお住まいの市町村窓口へお問い合わせください。